

## 熊本県消費生活協同組合法事務処理要項

### 1 趣旨

消費生活協同組合法に基づき、熊本県知事が行う事務を取りまとめたものである。

### 2 熊本県知事が処理する事務

消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号。以下「法」という。）、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年省令第1号。以下「施行規則」という。）、及び消費生活協同組合法財務処理規則（昭和29年省令第48号。以下「財務規則」という。）に基づき処理する事務は下記のとおりである。

なお、その対象者は、地域又は職域が熊本県内のみにある消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下、「組合」という。）とする。

- (1) 法第12条第3項、第4項に基づく、員外利用の許可
- (2) 法第12条第5項に基づく、員外利用の許可を受けていない組合に対する措置命令
- (3) 法第26条第2項に基づく、模範定款例の制定
- (4) 法第26条第4項、第5項に基づく、共済事業の掛金及び共済金額についての厚生労働大臣への許可申請の経由事務
- (5) 法第33条第3号に基づく、監事からの報告の受理
- (6) 法第43条第3項に基づく、定款変更の認可
- (7) 法第43条第4項に基づく、共済事業規約の設定、変更又は廃止の認可
- (8) 法第43条第6項に基づく、定款変更届出の受理
- (9) 法第50条の2第5項に基づく、責任共済等の事業の譲渡等の届出の受理
- (10) 法第50条の4に基づく、共済を図る事業に係る経理の他の経理への資金運用等についての厚生労働大臣への承認申請の経由事務
- (11) 法第50条の6に基づく、共済事業を行う組合の共済契約者割戻準備金積立についての厚生労働大臣への承認申請の経由事務
- (12) 法第50条の7に基づく、共済事業を行う組合の資金運用の方法についての厚生労働大臣への承認申請の経由事務
- (13) 法第57条第1項、第58条及び第59条に基づく、設立の認可
- (14) 法第62条第2項に基づく、解散の認可
- (15) 法第63条第1項に基づく、解散組合の継続の認可
- (16) 法第64条第2項に基づく、解散届出の受理
- (17) 法第65条に基づく、合併の認可
- (18) 法第86条第2項に基づく、解散の登記
- (19) 法第93条、第93条の2及び第93条の3に基づく、報告の徴収
- (20) 法第94条に基づく、検査
- (21) 法第94条の2に基づく、共済を図る事業を行う組合への行政監督上の命令
- (22) 法第95条に基づく、法令違反に対する措置（改善、停止、解散命令等）
- (23) 法第95条の2に基づく、共済事業規約の認可の取消
- (24) 法第95条の3に基づく、聴聞
- (25) 法第96条に基づく、総会の議決又は選挙若しくは当選の取消

### 3 事務の内容

#### (1) 員外利用の許可

- ① 施行規則第2条の2に基づき、下記の事項を記載した書面を添付した申請書（熊本県消費生活協同組合法許認可等申請書様式（以下「様式」という。）第9号）を受理する。

ア 事業の種類

イ 組合員以外の者に事業を利用させる理由

ウ 組合員の事業の利用方法及び利用程度

エ 組合員以外の者に事業を利用させる方法及び程度

- ② 下記の点について、検討し、許可・不許可を決定する。

ア 組合が組合員以外の者に物品の供給事業を利用させることによって中小小売  
商の事業活動に影響を及ぼし、その利益を著しく害するおそれがないか。

イ 厚生労働省からの通知による許可基準に該当するか。

- ③ 許可・不許可の通知は、申請書を受理した日から28日以内に行う。

#### (2) 員外利用の許可を受けていない組合に対する措置命令

(1)の許可を受けていない組合に対して、次の措置を取るべきことを命ずることができる。

ア 組合員以外の者には物品の供給事業を利用させない旨を物品の供給事業を行う場所に明示すること。

イ 組合員であることが不明瞭である者に対しては組合員である旨を示す証明書を提示しなければ、物品の供給事業を利用させないこと。

#### (3) 模範定款例の制定

必要に応じ、模範定款例を定めることができる。

#### (4) 共済を図る事業の掛金及び共済金額の厚生労働大臣への許可申請の経由事務

厚生労働大臣が定めた掛金及び共済金額の最高限度を超える掛金及び共済金額を組合が定めようとする場合に、許可申請を厚生労働大臣へ提出する。

#### (5) 監事からの報告の受理

監事が財産の状況又は業務の執行につき不整の点があることを発見したとき、監事からの報告を受理する。（様式第 号）

#### (6) 定款変更の認可

- ① 事務所の所在地に関する変更以外の定款の変更について、施行規則第4条に基づき、下記の書類を添付した申請書を受理する。（様式第 号）

ア 定款変更の条項（新旧の比較対照表を含む。）

イ 変更の理由を記載した書面

ウ 総（代）会の議事録の謄本

エ 事業計画書（新たに事業を經營する場合）

オ 財産目録（出資一口の金額の減少に関する場合）

カ 貸借対照表（出資一口の金額の減少に関する場合）

キ 公告及び催告をしたことを証する書面（出資一口の金額の減少に関する場合）

ク 弁済し、若しくは、担保を供し、又は信託をしたことを証する書面  
(出資一口の金額の減少に関する場合)

- ② 下記の点について、検討し、認可・不認可を決定する。
  - ア 組合の基準を満たしているか。(法第2条第1項各号)
  - イ 定款の内容が法令等に違反していないか。
  - ウ 事業計画の内容が法令等に違反していないか。
  - エ 事業を行うに必要な経営的基礎を欠く等、その事業の目的を達成することが著しく困難なことではないか。
  - オ 手続きが法令等に違反していないか。
- ③ 認可・不認可の通知は、申請書を受理した日から28日以内に行う。
- ④ 不認可の決定をするときは、その理由を通知書に記載しなければならない。

(7) 共済事業規約の設定、変更又は廃止の認可

- ① 申請書を受理する。(様式第 号)  
共済契約者一人につき共済金額の総額が5万円を超えないものは除く。
- ② 下記の点について、検討し、認可・不認可を決定する。
  - ア 組合の基準を満たしているか。(法第2条第1項各号)
  - イ 定款の内容が法令等に違反していないか。
  - ウ 事業計画の内容が法令等に違反していないか。
  - エ 事業を行うに必要な経営的基礎を欠く等、その事業の目的を達成することが著しく困難なことではないか。
  - オ 手続きが法令等に違反していないか。
- ③ 認可・不認可の通知は、申請書を受理した日から28日以内に行う。

(8) 定款変更届出の受理

施行規則第5条に基づき、事務所の所在地に係る定款の変更をしたときは、届出を受理する。

(9) 責任共済等の事業の譲渡等の届出の受理

責任共済等の事業の全部を譲渡したとき又は責任共済等の共済契約の全部を統括して他の組合に移転した場合に提出される届出の受理。

(10) 共済を図る事業に係る経理の他の経理への資金運用、又は、共済を図る事業に係る経理に属する資産の担保提供についての厚生労働大臣への承認申請の經由事務

- ① 財務規則第12条に基づき、下記の書類を添付した申請書を受理する。
  - ア 理由書
  - イ 定款
  - ウ 規約
  - エ 事業報告書
  - オ 財務諸表
  - カ 当該資金を必要とする事業に係る事業計画書及び収支予算書
  - キ 当該資金の償還計画書
- ② 申請書を受理した日から7日以内に、九州厚生局長に進達する。

(11) 共済事業を行う組合の共済契約者割戻準備金積立についての厚生労働大臣の承認申請の経由事務

- ① 財務規則第17条に基づき、下記の書類を添付した申請書を受理する。
  - ア 契約者割戻準備金を積み立てようとする共済事業の種類及び名称
  - イ 契約者割戻準備金を積み立てようとする共済時事業の種類ごとの積立率及びその金額並びに利源別分析表
  - ウ 定款
  - エ 規約
  - オ 事業報告書
  - カ 財務諸表
- ② 申請書を受理した日から7日以内に、九州厚生局長に進達する。

(12) 共済事業を行う組合の経理の方法についての厚生労働大臣への承認申請の経由事務

- ① 財務規則第20条第4項、第5項に基づき、下記の書類を添付した申請書を受理する。
  - ア 理由書
  - イ 運用方法書
  - ウ 定款
  - エ 規約
  - オ 事業報告書
  - カ 財務諸表
- ② 申請書を受理した日から7日以内に、九州厚生局長に進達する。

(13) 設立申請の認可

- ① 施行規則第8条に基づき、下記の書類を添付した申請書を受理する。(様式第号)
  - ア 設立趣意書
  - イ 定款
  - ウ 事業計画書
  - エ 創立総会決議録の謄本
  - オ 役員名簿(役員の氏名、住所、経歴を記載したもの)
  - カ 発起人代表者の権限を証する書類(発起人が代表者を定めた場合)
- ② 組合に、関係する報告書を求めることができる。
- ③ 下記の点について、検討し、認可・不認可を決定する。
  - ア 組合の基準を満たしているか。(法第2条第1項各号)
  - イ 定款の内容が法令等に違反していないか。
  - ウ 事業計画の内容が法令等に違反していないか。
  - エ 事業を行うに必要な経営的基礎を欠く等、その事業の目的を達成することが著しく困難なことではないか。
  - オ 手続きが法令等に違反していないか。
- ④ 認可・不認可の通知は、申請書を受理した日から28日以内に行う。
- ⑤ 不認可の決定をするときは、その理由を通知書に記載しなければならない。

(14) 解散申請の認可

- ① 組合が、総会の議決又は目的たる事業の成功の不能により解散する場合、施行規則第9条に基づき、下記の書類を添付した申請書を受理する。(様式第 号)
  - ア 理由書
  - イ 総会の議事録の謄本
  - ウ 財産目録
  - エ 貸借対照表
- ② 組合に、関係する報告書を求めることができる。
- ③ 下記の点について、検討し、認可・不認可を決定する。
  - ア 手続きが法令等に違反していないか。
- ③ 認可・不認可の通知は、申請書を受理した日から28日以内に行う。
- ④ 不認可の決定をするときは、その理由を通知書に記載しなければならない。

(15) 解散組合の継続の認可

- ① 存立時期の満了によって解散した組合を継続する場合、施行規則第10条に基づき、下記の書類を添付した申請書を受理する。(様式第 号)
  - ア 組合員の2/3以上の同意を証する書面
- ② 下記の点について、検討し、認可・不認可を決定する。
  - ア 組合の基準を満たしているか。(法第2条第1項各号)
  - イ 定款の内容が法令等に違反していないか。
  - ウ 事業計画の内容が法令等に違反していないか。
  - エ 事業を行うに必要な経営的基礎を欠く等、その事業の目的を達成することが著しく困難なことはないか。
  - オ 手続きが法令等に違反していないか。
- ③ 認可・不認可の通知は、申請書を受理した日から28日以内に行う。
- ④ 不認可の決定をするときは、その理由を通知書に記載しなければならない。

(16) 解散届出の受理

組合が、下記の事由により解散する場合の解散届を受理する。

- ア 定款に定めた存立時期の満了又は解散事由の発生により解散する場合(様式第 号)
- イ 組合の合併により解散する場合(様式第 号)
- ウ 組合についての破産手続開始決定により解散する場合(様式第 号)
- エ 知事からの解散命令により解散する場合(様式第 号)
- オ 組合員が20人未満になったことにより解散する場合(様式第 号)

(17) 合併の認可

- ① 施行規則第4条第11条に基づき、下記の書類を添付した申請書を受理する。(様式第 号)
  - ア 定款変更の条項(新旧の比較対照表を含む。)
  - イ 変更の理由を記載した書面
  - ウ 総(代)会の議事録の謄本
  - エ 事業計画書(新たに事業を経営する場合)
  - オ 財産目録(出資一口の金額の減少に関する場合)

カ 貸借対照表（出資一口の金額の減少に関する場合）  
キ 公告及び催告をしたことを証する書面（出資一口の金額の減少に関する場合）  
ク 弁済し、若しくは、担保を供し、又は信託をしたことを証する書面  
（出資一口の金額の減少に関する場合）

ケ 合併契約書

コ 合併後存続する組合又は合併により設立する組合の定款

サ 申請者が選任された者であることを証する書面（設立委員が選任された場合）

- ② 組合に、関係する報告書を求めることができる。
- ③ 下記の点について、検討し、認可・不認可を決定する。
  - ア 組合の基準を満たしているか。（法第2条第1項各号）
  - イ 定款の内容が法令等に違反していないか。
  - ウ 事業計画の内容が法令等に違反していないか。
  - エ 事業を行うに必要な経営的基礎を欠く等、その事業の目的を達成することが著しく困難なことではないか。
  - オ 手続きが法令等に違反していないか。
- ④ 認可・不認可の通知は、申請書を受理した日から28日以内に行う。
- ⑤ 不認可の決定をするときは、その理由を通知書に記載しなければならない。

#### (18) 解散の登記

(22)の③に基づき、組合の解散を命じた場合は、解散の登記をする。

#### (19) 報告の徴収

- ① 下記の事項について、報告を徴収することができる。
  - ア 通常総代会議案書及び議事録
  - イ 臨時総代会議案書及び議事録
  - ウ 創立、解散、合併又は清算終了の登記の写し
  - エ 登記記載事項を変更した場合の登記の写し
  - オ その他必要なもの
- ② 上記の報告は、別添通知1により、提出を求めるものとする。
- ③ 共済を図る事業を行う組合の子会社に対して、当該組合の業務又は会計の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

#### (20) 法定検査

- ① 以下の場合に、検査を実施する。
  - ア 組合員が総組合員の10分の1以上の同意を得て行う検査請求に基づく検査。
  - イ 組合に法令、行政庁の処分、定款若しくは規約を守らせるために必要があるときに行う検査。
  - ウ 組合の会計経理が著しく適正でないと認めるときに行う検査。
  - エ 共済を図る事業を行う組合の事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときに行う検査。
  - オ 責任共済等の事業を行う組合の業務又は会計の状況について、毎年1回を常例として行う検査。
- ② 検査の実施は、別添「消費生活協同組合検査要領」に基づき行う。

- (21) 共済を図る事業を行う組合への行政監督上の命令  
共済を図る事業を行う組合に対し、その健全な運営を確保し、又は組合員を保護するため、下記の監督上必要な命令をする。
- ア 定款若しくは規約の変更
  - イ 業務執行の方法の変更
  - ウ 業務の全部若しくは一部の停止
  - エ 財産の供託
  - オ 財産の処分の禁止若しくは制限
- (22) 法令等の違反に対する措置
- ① (20)による検査を行った場合において、当該組合が、次のいずれかに該当すると認めるときは、当該組合に対し、期間を定めて、必要な措置を取るべき旨を命ずることができる。
- ア 業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分または定款若しくは規約に違反していること。
  - イ 正当な理由がなくて1年以上その事業を休止し、又は正当な理由がなくてその成立後1年以内にその事業を開始しないこと。
  - ウ 上記アに掲げるもののほか、その会計経理が著しく適正でないこと。
- ② 上記の命令に従わないときは、期間を定めて、その事業の停止を命ずることができる。
- ③ 下記の場合に、一定の期間を定めて必要な措置を取るべき旨を命じたにもかかわらず、これに従わないときは、解散命令を行うことができる。
- ア 組合の基準（法第2条第1項各号）を欠如した場合。
  - イ 組合または連合会が、その名称の使用を他人に許諾した場合。
  - ウ 法第10条の規定による事業以外の事業を行った場合。
  - エ 員外利用許可なく、若しくは員外利用を認める厚生労働省令で定められた事項以外で、組合員外のものに組合事業を利用させた場合。
  - オ 正当な理由がなくて、1年以上その事業を休止し、または正当な理由がなくてその設立後1年以内にその事業を開始しない場合。
- (23) 共済を図る事業の認可の取消  
共済事業を行う組合が、下記の特に重要な事項に違反した場合で、(22)の①の改善命令をしたにもかかわらず、改善がなされないときは、共済事業規約の設定、変更または廃止の認可を取り消すことができる。
- ア 共済事業の実施方法
  - イ 共済契約
  - ウ 共済掛金の額の算出方法
  - エ 責任準備金の額の算出方法
- (24) 聴聞会の開催  
(22)の③の解散命令及び(23)の共済事業の認可の取消に係る聴聞会を開催する。
- ① 聴聞の期日の2週間前までに、下記事項を記載した書面により、当該組合へ通知しなければならない。
- ア 予定される処分内容及び根拠となる法令の条項

イ 処分の原因となる事実  
ウ 聴聞の期日及び場所  
エ 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地  
オ 教示事項

- ② 利害関係人が参加することを求めたときは、許可しなければならない。
- ③ その他、行政手続法の規定に基づき開催する。

(25) 組合員の請求による総会の議決又は選挙若しくは当選の取消。

組合員が総組合員の10分の1以上の同意を得て、総会の招集手続、議決の方法又は選挙が、法令もしくは県知事の処分又は定款に違反することを理由として取消を求めた場合は、その事実を確認のうえ、その議決又は選挙若しくは当選を取り消すことができる。

附則 この要項は、平成13年4月1日から施行する。